

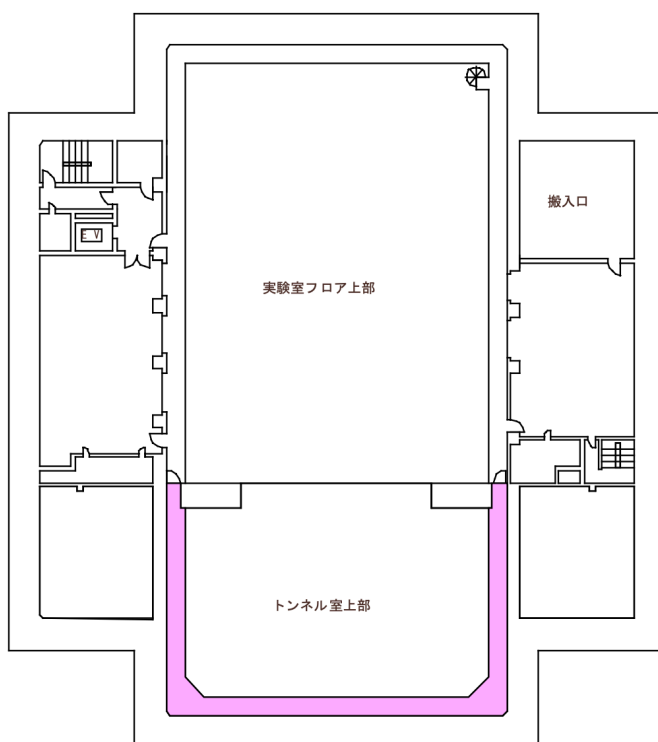
各位

2025年2月10日
放射線取扱主任者
佐波 俊哉

筑波実験棟 B1 回廊における放射性同位元素等の規制に関する法律
施行規則第 22 条の 3 項の適用について

筑波実験棟 B1 回廊において、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第 22 条の 3 項に基づき、下記の期間、下記の管理区域を管理区域でないものと見なし、周辺監視区域と同様の出入り管理を行うこととお知らせします。

1. 期間：2025年2月10日（月）17:00 から 2025年10月14日（火）9:00 まで
2. 場所：筑波実験棟・地下1階回廊部分（下図の赤色で示す区域）



筑波実験棟・地下1階

配布先

機構長

- （管理局）施設部長、施設企画課長、整備管理課長、安全衛生推進室
- （素核研）所長、副所長、事務室
- （加速器）施設長、各主幹、事務室
- （物構研）所長、副所長、事務室
- （QUP）拠点長、副拠点長、事務室
- （共通）施設長、各センター長、事務室、放射線受付
- （担当者）当該発生装置管理責任者、同作業責任者、各区域放射線担当者、管理室員

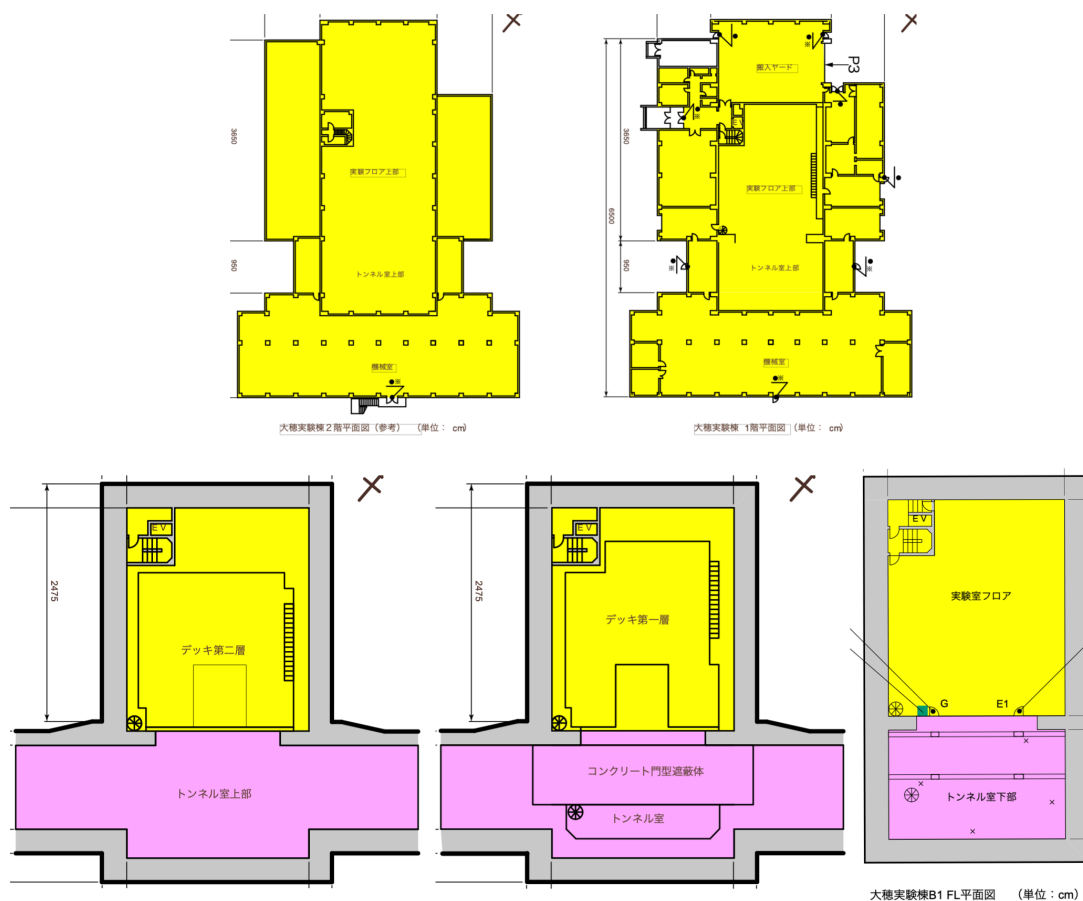
各位

2025年2月10日
放射線取扱主任者
佐波 俊哉

大穂実験棟における放射性同位元素等の規制に関する法律 施行規則第22条の3項の適用について

大穂実験棟全域（機械室1階、機械室2階を含む）において、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第22条の3項に基づき、下記の期間、下記の管理区域を管理区域でないものと見なし、周辺監視区域と同様の出入り管理を行うこととお知らせします。

1. 期間：2025年2月10日（月）17:00から2025年10月14日（火）9:00まで
2. 場所：大穂実験棟全域（機械室1階、2階を含む）（下図の黄色で示す区域）



○ 配布先

機構長

- （管理局）施設部長、施設企画課長、整備管理課長、安全衛生推進室
- （素核研）所長、副所長、事務室
- （加速器）施設長、各主幹、事務室
- （物構研）所長、副所長、事務室
- （QUP）拠点長、副拠点長、事務室
- （共通）施設長、各センター長、事務室、放射線受付
- （担当者）当該発生装置管理責任者、同作業責任者、各区域放射線担当者、管理室員

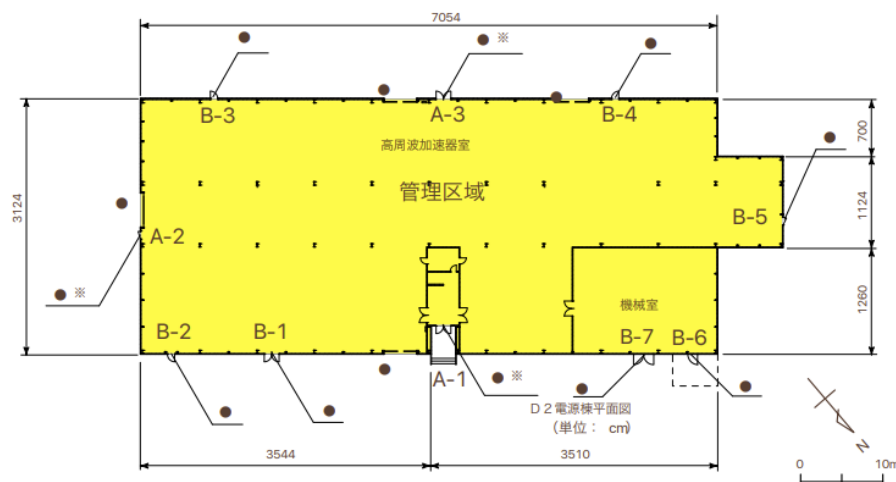
各位

2025年2月10日
放射線取扱主任者
佐波 俊哉

D2 電源棟における放射性同位元素等の規制に関する法律 施行規則 第22条の3項の適用について

D2 電源棟において、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第22条の3項に基づき、下記の期間、下記の管理区域を管理区域でないものと見なし、周辺監視区域と同様の出入り管理を行うこととお知らせします。

1. 期間：2025年2月10日（月）17:00 から 2025年10月14日（火）9:00 まで
2. 場所：D2 電源棟 1階管理区域全域（下図の黄色で示す区域）



D2 電源棟 1階管理区域全域

配布先

機構長

- (管理局) 施設部長、施設企画課長、整備管理課長、安全衛生推進室
- (素核研) 所長、副所長、事務室
- (加速器) 施設長、各主幹、事務室
- (物構研) 所長、副所長、事務室
- (QUP) 拠点長、副拠点長、事務室
- (共通) 施設長、各センター長、事務室、放射線受付
- (担当者) 当該発生装置管理責任者、同作業責任者、各区域放射線担当者、管理室員

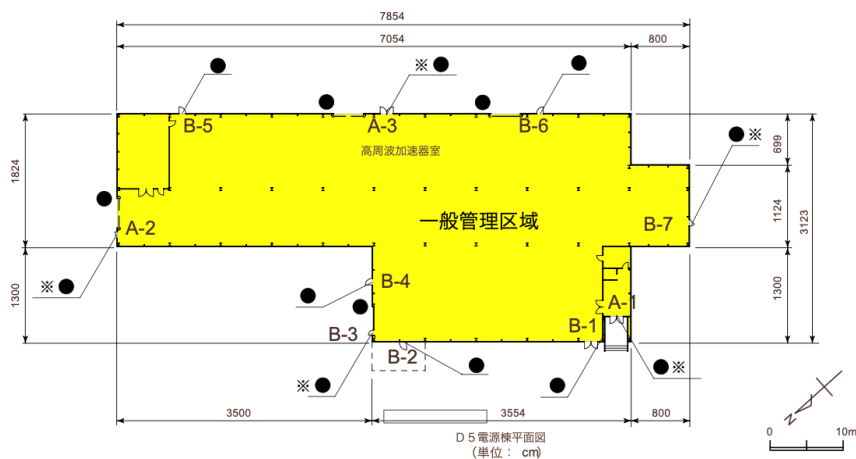
各位

2025年2月10日
放射線取扱主任者
佐波 俊哉

D5 電源室における放射性同位元素等の規制に関する法律 施行規則 第22条の3項の適用について

D5 電源室において、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第22条の3項に基づき、下記の期間、下記の管理区域を管理区域でないものと見なし、周辺監視区域と同様の出入り管理を行うこととお知らせします。

1. 期間：2025年2月10日（月）17:00 から 2025年10月14日（火）9:00 まで
2. 場所：D5 電源室 管理区域全域（下図の黄色で示す区域）



配布先

機構長

- (管理局) 施設部長、施設企画課長、整備管理課長、安全衛生推進室
- (素核研) 所長、副所長、事務室
- (加速器) 施設長、各主幹、事務室
- (物構研) 所長、副所長、事務室
- (QUP) 拠点長、副拠点長、事務室
- (共通) 施設長、各センター長、事務室、放射線受付
- (担当者) 当該発生装置管理責任者、同作業責任者、各区域放射線担当者、管理室員

各位

2025年2月10日
放射線取扱主任者
佐波 俊哉

D9 電源室における放射性同位元素等の規制に関する法律 施行規則 第22条の3項の適用について

D9 電源室において、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第22条の3項に基づき、下記の期間、下記の管理区域を管理区域でないものと見なし、周辺監視区域と同様の出入り管理を行うことをお知らせします。

1. 期間：2025年2月10日（月）17:00 から 2025年10月14日（火）9:00 まで
2. 場所：D9 電源室1階管理区域全域（図1の黄色で示す区域。発生装置室を除く。）

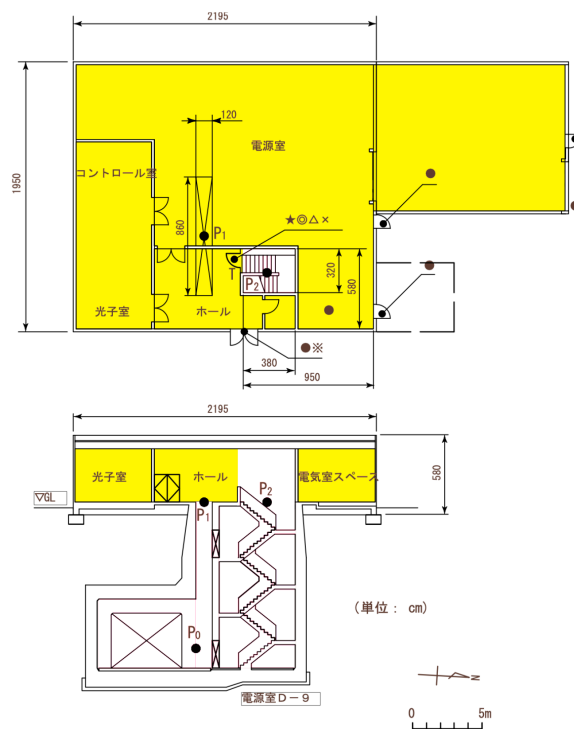


図1 D9 電源室の管理区域（黄色領域）

配布先

機構長

- （管理局）施設部長、施設企画課長、整備管理課長、安全衛生推進室
- （素核研）所長、副所長、事務室
- （加速器）施設長、各主幹、事務室
- （物構研）所長、副所長、事務室
- （QUP）拠点長、副拠点長、事務室
- （共通）施設長、各センター長、事務室、放射線受付
- （担当者）当該発生装置管理責任者、同作業責任者、各区域放射線担当者、管理室員